

Professional Eye

加フェツショナルアイ

「財政検証」とは、少なくとも5年ごとに公的年金の財政の健全性を検証するものである(厚生年金保険法および国民年金法)。

年金には支払った保険料を積み立ててこれを年金に充てる「積立方式」と、現役世代の支払った保険料で高齢者の年金を支払う仕送り型の「賦課方式」がある。日本の公的年金は賦課方式であるが、積立金も利用する「修正積立方式」で行われている。

積立方式は積立金の運用成果が年金財政に影響し、一方の賦課方式は人口構造(現役世代と年金受給世代の割合等)が年金額等に影響する。これらの影響度合いを長期的に検証するのが財政検証である。

また、財政検証には、「所得代替率」という指標が用いられる。これは、夫が厚生年金の加入者(会社員等)で妻が専業主婦の片働き世帯をモデルとし、「夫婦2人の基礎年金十夫の厚生年金」÷「現役男子の平均手取り収入額」によって算出される。ちなみに2024年度の所得代替率は61.2%であったが、政府の年金制度改革の目安は、この数値が採用されている。

「日本の将来推計人口(2023年4月)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生率・死亡率に基づき、それぞれ高・中・低位を前提として、また今回から、入国超過数も考慮されている。

(2) 労働力の前提
「労働力需給の推計(2024年3月)」(労働政策研究・研修機構)の下、労働参加進展シナリオ・労働参加漸進シナリオ・労働参加現状シナリオの三つの前提が採用されている。

財政検証は次の3部構成である。

(1) 財政見通し
21(3)の四つのケースにおける、給付水準調整後の所得代替率は次の通りである(カッコ内は給付水準の調整終了年度)。

A. 56.9%(2039年度)

(2) マクロ経済スライドの開始・終了年度の見直し
マクロ経済スライドとは、保険料等収入の範囲内で給付水準を自動調整する仕組みである。4ケースの終了年度の結果はそれぞれ、A:2039年度、B:2037年度、C:2035年度、D:賦課方式に移行、である。これらも前回の財政検証より早期化している。

ただし中身をみると、Aでは厚生年金の報酬比例部分が調整なしの一方、国民年金部分が2039年度に近づいている。報酬比例部分と基礎年金部分の差が大きい。担のみの所得代替率は33~37%程度。

なお、A高成長実現ケースよりB成長型経済移行・C持続型経済移行・D過去30年投影ケースの方が高いためである。

厚労省はB成長型経済移行・C持続型経済移行(2019年)より改善

時代にそぐわない片働き世帯のモデル年金

1. 財政検証とは

2. 財政検証の前提

3. 財政検証の結果

「経済の前提」
「年金財政における経済前提に関する専門委員会(2024年4月)」(社会保障審議会年金部会)が設定した4ケース

A. 高成長実現ケース
B. 成長型経済移行
C. 持続型経済移行
D. 過去30年投影ケース

5人以上の個人事業所の非適用業種を無くすと、58.6%(2035年度)に改善(被用者保険の対象者が、約90万人増、以下同じ)

a. 企業規模要件(50人以上)の廃止と

① 被用者保険のさらなる適用拡大
4ケースのうちB(所得代替率は57.6%、マクロ経済スライド終了年度は2037年度、以下同じ)を前提とする。

② マクロ経済スライドの調整期間の一致
31(2)で見たとおり、厚生年金に比べ基礎年金は財政状態が悪いため、基礎年金の調整期間の方が厚生年金より長い。

③ マクロ経済スライドの調整期間の一致
提示された。B・Cケースによる現在30歳、40歳、50歳の男女の65歳時の年金額は、2024年時点の65歳の人の年金額よりそれぞれ増額する見込みである。

④ 65歳以上の在職高齢者の年金の仕組みの撤廃
就労により一定以上の賃金を得ている65歳以上の高齢厚生年金受給者に対し、収入によって老齢厚生年金の一部または全部を支給停止にするのが「在職老齢年金制度」である。

⑤ 標準報酬月額の上限の見直し
厚生年金の年金保険料計算における標準報酬月額の上限は現行65万円である。つまり、これ以上の収入があっても年金保険料は増えない。

今年(2024年)7月3日、社会保障審議会年金部会(厚生労働省)で公的年金制度の財政検証の結果が公表された。結果の概要を確認するとともに、年金財政の課題等について考えてみる。

FDSグループ代表
Eージエントバンク(FDSグループ)主任研究員

50%を下回らないことである。

「所得代替率」という指標が用いられる。これは、夫が厚生年金の加入者(会社員等)で妻が専業主婦の片働き世帯をモデルとし、「夫婦2人の基礎年金十夫の厚生年金」÷「現役男子の平均手取り収入額」によって算出される。

39年度) B. 57.6%(2037年度) C. 50.4%(2057年度) D. 2059年に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式になる。保険料と国庫負担のみの所得代替率は33~37%程度。

「所得代替率」という指標が用いられる。これは、夫が厚生年金の加入者(会社員等)で妻が専業主婦の片働き世帯をモデルとし、「夫婦2人の基礎年金十夫の厚生年金」÷「現役男子の平均手取り収入額」によって算出される。

② 基礎年金の拠出期間延長・給付増額
基礎年金の保険料払込期間を現行の59歳までから64歳までに延長し、その分年金額を増額する場合は、64.7%(2038年度)に改善する。

③ マクロ経済スライドの調整期間の一致
提示された。B・Cケースによる現在30歳、40歳、50歳の男女の65歳時の年金額は、2024年時点の65歳の人の年金額よりそれぞれ増額する見込みである。

④ 65歳以上の在職高齢者の年金の仕組みの撤廃
就労により一定以上の賃金を得ている65歳以上の高齢厚生年金受給者に対し、収入によって老齢厚生年金の一部または全部を支給停止にするのが「在職老齢年金制度」である。

⑤ 標準報酬月額の上限の見直し
厚生年金の年金保険料計算における標準報酬月額の上限は現行65万円である。つまり、これ以上の収入があっても年金保険料は増えない。

⑥ 個人年金の活用促進
個人年金保険の税制等は、契約者等がこれまで以上に個人年金を自分年金として活用できるように拡充されるべきである。

2024年財政検証について

吉富明彦
関戸恵子

週10時間以上の全ての被用者に適用すると、61.2%(調整なし)に改善(約860万人増)

② 基礎年金の拠出期間延長・給付増額
基礎年金の保険料払込期間を現行の59歳までから64歳までに延長し、その分年金額を増額する場合は、64.7%(2038年度)に改善する。

③ マクロ経済スライドの調整期間の一致
提示された。B・Cケースによる現在30歳、40歳、50歳の男女の65歳時の年金額は、2024年時点の65歳の人の年金額よりそれぞれ増額する見込みである。

④ 65歳以上の在職高齢者の年金の仕組みの撤廃
就労により一定以上の賃金を得ている65歳以上の高齢厚生年金受給者に対し、収入によって老齢厚生年金の一部または全部を支給停止にするのが「在職老齢年金制度」である。

⑤ 標準報酬月額の上限の見直し
厚生年金の年金保険料計算における標準報酬月額の上限は現行65万円である。つまり、これ以上の収入があっても年金保険料は増えない。

ソルベンシー規制の国際動向

— 保険会社の資本規制を中心に [改訂版] —

中村 亮一 ニッセイ基礎研究所 著

保険会社の財務健全性の国際基準となるソルベンシー(支払能力)規制における2025年のグローバルな動きや新たな動向を実務者向けに解説

(2023年12月刊)

ISBN978-4-89293-470-4
●A5判・454頁 ●定価4,950円(税込)/送料495円(税込)

お申込みはFAXまたはWEBで FAX 03-5816-2863
https://www.homai.co.jp/

保険毎日新聞社
東京都台東区台東4-14-8
ソモンパークビル2F
TEL 03-5816-2861